



















間若しくは学部間の協定校・認定校への留学プログラム又はそれに準ずると教授会が認めたプログラムの参加者を除く。

- 8 専門演習を履修しない者は、在学最終学期において、4単位以上（外国語検定試験による単位認定制度を利用した認定単位は含めない。）を修得しなければならない。ただし、在学最終学期において、大学間若しくは学部間の協定校・認定校への留学プログラム又はそれに準ずると教授会が認めたプログラムの参加者を除く。
- 9 7又は8の規定にかかわらず、在籍原級生は、在学最終学期において、1単位以上（外国語検定試験による単位認定制度を利用した認定単位は含めない。）を修得しなければならない。ただし、在学最終学期において、大学間若しくは学部間の協定校・認定校への留学プログラム又はそれに準ずると教授会が認めたプログラムの参加者を除く。
- 10 行政研究指導室設置科目のうち、民法及び行政法の2科目を、地域行政学科の卒業に必要な単位として認めることができる。





















- 4 健康・運動科学科目については、次のとおりとする。
  - (1) 運動学演習 I-1 及び運動学演習 I-2 を必修とする。
  - (2) 前号の修得単位を含めて、健康・運動科学科目のうちから、合計 4 単位以上を修得しなければならない。
  - (3) 健康・運動科学科目については、合計 6 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。
- 5 基本科目及び応用科目については、次のとおりとする。
  - (1) 政治学科においては、必修科目を含め、基本科目のうちから 2 6 単位以上を修得しなければならない。
  - (2) 政治学科においては、前号の修得単位を含め、基本科目及び応用科目のうち政治学関係科目から 4 2 単位以上を修得しなければならない。
  - (3) 経済学科においては、必修科目を含め、基本科目のうちから 2 6 単位以上を修得しなければならない。
  - (4) 経済学科においては、前号の修得単位を含め、基本科目及び応用科目のうち経済学関係科目から 4 2 単位以上を修得しなければならない。
  - (5) 地域行政学科においては、必修科目を含め、基本科目及び応用科目のうち地域行政学関係科目から 4 2 単位以上を修得しなければならない。
  - (6) 所属学科にかかわらず、専門演習（外国書研究・原典研究）Ⅰ，専門演習（外国書研究・原典研究）Ⅱ，原典講読Ⅰ及び原典講読Ⅱのうちから 4 単位以上を修得しなければならない。
  - (7) 3 学科共通関係科目について、政治学科の学生は政治学関係科目に、経済学科の学生は経済学関係科目に、地域行政学科の学生は地域行政学関係科目に、それぞれ 1 2 単位まで含めることができる。
- 6 専門演習（卒業論文）を 8 単位修得していない者は、政治経済学部教授会が別に定めるコースに所属し、当該所属コースの科目のうちから 2 0 単位以上を修得しなければならない。
- 7 在学最終学期においては、新規に履修した科目の単位を 4 単位以上修得しなければならない。ただし、最終学年において在籍原級した場合は、この限りでない。
- 8 行政研究指導室設置科目のうち、民法及び行政法の 2 科目を、地域行政学科の卒業に必要な単位として認めることができる。